

H25.12.17 版

資料7

7. 中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

平成25年度 中部地方整備局 コンプライアンス推進計画

平成25年4月23日
中部地方整備局

1. コンプライアンス推進体制の強化

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月20日付けで設置した中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)と、推進本部の決定により設置した「中部地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、外部有識者で構成される「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る取組を、平成25年度も継続して実施する。

(2) 各事務所(管理所)におけるコンプライアンス推進体制の構築

各事務所(管理所)内に、コンプライアンス推進責任者を補佐するためのコンプライアンス推進室を設置し、事務所(管理所)におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するための体制整備を図る。

(3) 違法性の認識に関する研修の徹底

① 研修におけるコンプライアンス講義の充実強化

今年度中部地方整備局で実施する全ての計画研修カリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を採り入れる。

② 違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることになることを認識してもらうために、今年度実施する計画研修に、コンプライアンス不祥事事例等を活用したグループ討議方式を積極的に採り入れるなどの充実・強化を図る。

③ 研修を受講する機会の少ない職員への対応

研修を受講する機会の少ない職員への対応のため、各事務所等に出向く出前講習を平成25年度も継続し、職員のコンプライアンス意識向上を図る。

④ eラーニングシステムの改良

職員が自席において必要な知識を習得できるように導入した「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」のシステムを、受講履歴や正解率等が分かるシステムへ改良する。

⑤ 外部講師による講習会等の実施

公正取引委員会等専門分野の外部講師による講習会を、本局幹部職員を含めて、引き続き実施する。

また、外部講師による各県(ブロック)単位による講習会開催を検討する。

⑥職員へのコンプライアンス意識の徹底

本局各部・各事務所の実態に即した、より身近なテーマを題材としたコンプライアンスミーティングを、4半期に1回程度本局各部・各事務所が主体となり実施する。

また、コンプライアンスに関する事例等の情報を適宜事務所等に提供する等、コンプライアンス意識の高揚に向けた取組を継続する。

⑦コンプライアンスインストラクターの積極的な活用

今年度実施する計画研修での講義及び副所長会議等でのコンプライアンスに係る周知・説明などに、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する。

(4)意識改革に向けた取組

①事業者との応接方法の徹底等

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

②副所長室の相部屋化等

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであるが、再発防止対策の趣旨を十分に留意して、今後も取組を進める。なお、予算上等の制約から、直ちに実施することが困難な場合には、少なくとも可視化を行う。

③本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーション機会の増加を図る。

(5)不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、直属の上司及び局長へ報告することなどを、局長から全職員に対してメッセージを発信し、周知・徹底を図る。

(6)コンプライアンス外部報告窓口の設置

発注者綱紀保持に係る外部報告窓口を、公務員倫理等も含めたコンプライアンス外部報告窓口として設置する。

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1)入札契約手続きの見直し

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、高知県内における入札談合事案に関する調査報告書の再発防止対策を踏まえ、次の試行を実施する。

①入札書と技術提案書の同時提出

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る取組

②予定価格作成時期の後倒し

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組

③技術提案書における業者名のマスキングの実施

技術提案書における業者名をマスキング実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩を防止する取組

(2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の強化

「技術審査・評価業務」を集約化し、技術審査・評価体制を再編することにより、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化し、両者の情報を知る機会や、知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化を図る。また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底を進める。このため、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの改訂を行い、周知・徹底を図る

3. ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ(請負代金額の10%を15%に)対象を、談合の首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組については、継続して実施する。

4. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

再発防止対策の具体的措置状況等について、コンプライアンス推進本部会議により、コンプライアンス推進責任者からのモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を行う。

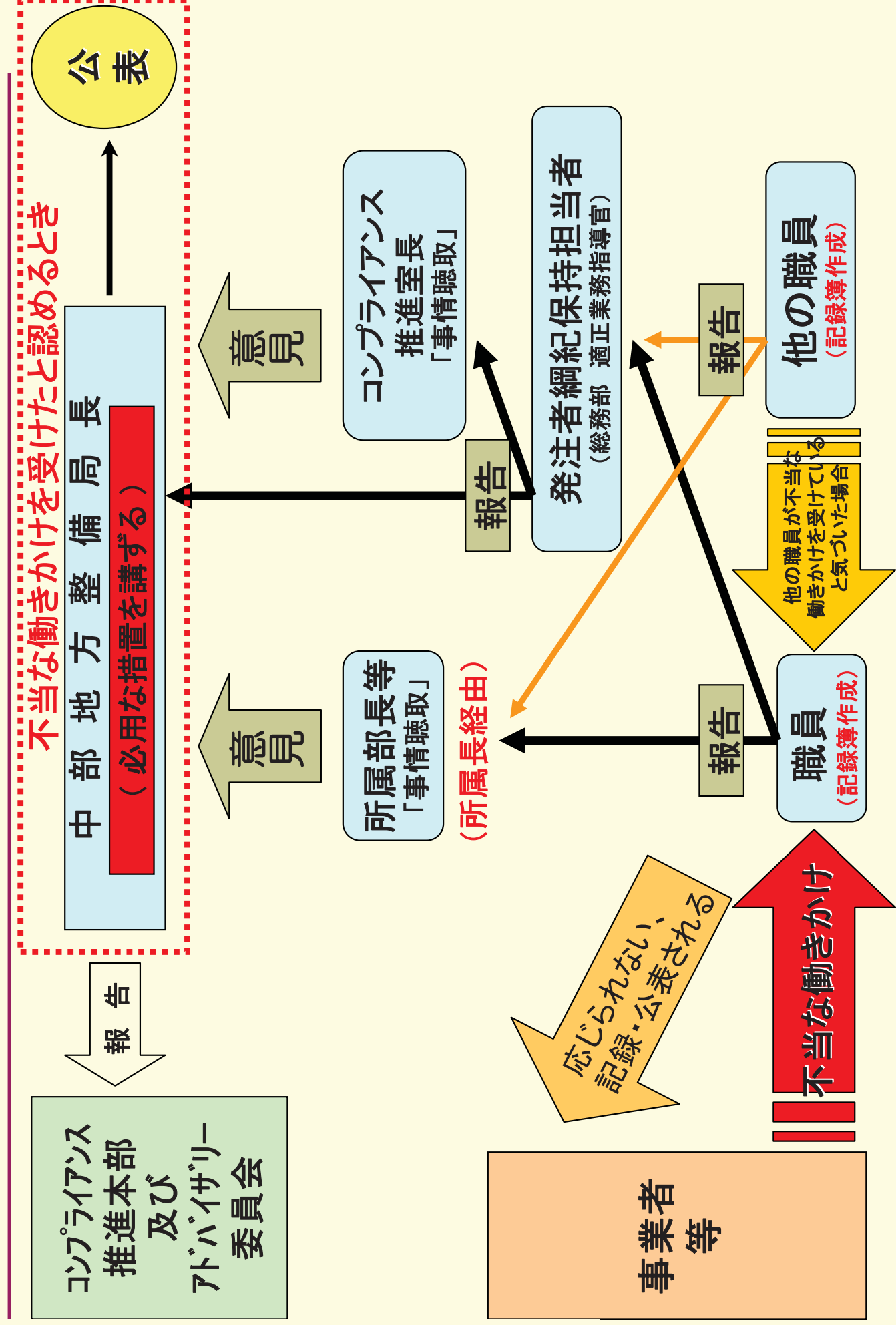
5. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める。

6. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査の充実を図る。

不当な働きかけに対する対応(第14条)



「不当な働きかけ」とは、

「不当な働きかけ」とは、発注事務の公正な執行を損なうおそれのある要求行為を職員に對して行う行為のことです。

「不当な働きかけ」に該当するか否かは、具体的には個別の案件毎に

判断されることとなりますが、以下のような発言は、不当な働きかけに該当します。

- ×××建設と〇〇〇〇工事を随意契約で契約しろ。
- 〇〇〇〇工事の設計金額を教えろ。(入札前に)
- 発注予定工事を教えろ。(公表前に)
- 他の入札参加者を教えろ。
- 他の入札参加者の技術資料を見せろ。
- 当社の評価値を上げろ。(総合評価落札方式採用の工事で)

中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条の規定に基づき、不当な働きかけについては、記録に残し、公表されます。

中部地方整備局